

8月 August 市からの お知らせ

市の鳥 ハクチョウ



Information



健康

健康の保持増進に

関する作品の募集

テーマ 健康の保持増進に関するもの 今年度の作成で未発表のものに限る

募集作品 ● 標語 応募点数は自由 ● ポスター B3判画用紙(515mm x 364mm) 1人1点 応募先・詳細 8月25日(水)までに作品に住所、氏名、年齢、職業(児童、生徒の場合は学校名、学年)電話番号を明記し、持参または郵送(必着)で 〒053 8722 旭町4丁目5番6号 国保課 電話(32)6425

生活習慣病予防料理教室

「カルシウム不足の予防」をテーマにした講話と調理実習 とき 8月18日(水) 10時~13時 ところ 女性センター 料金 無料 定員 30人 申し込み順 持ち物 エプロン、三角きん、



暮らし

墓参時のお願い

供物の持ち帰りにご協力を霊園内にごみ箱は設置していません。供物やごみを放置するとクマが出没したり、カラスなどにお墓があらされたりします。必ず持ち帰りましょう 霊園内の一方通行にご協力を 8月13日(金)~15日(日)は交通渋滞解消のため、高丘第二霊園内の一部を一方通行とします。ご協力をお願いします

墓参臨時バスの運行

運行 8月13日(金)、14日(土) 運賃 ● 高丘霊園まで 大人220円、子ども110円 ● 第二霊園管

8月の自動車免許講習

Table with columns for dates and times for driving license training. Includes sections for '優良講習(30分)', '一般講習(1時間)', '違反者講習(2時間)', and '初回更新者講習(2時間)'.

子ども向け

育見向け

高齢者向け

障がい者向け

事業者向け

手ふき 申し込み・詳細 8月6日(金)~11日(水)土・日曜日を除く)に直接または電話、ホームページ、携帯電話で 国保課 電話(32)6425 http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/ 国保課(検察) 携帯電話からの受け付け



アンチエイジング運動編

アンチエイジングのための運動習慣や運動方法を学ぶ とき・内容 ● 9月3日(金)講話と実技 ● 12日(日)実技 計2回(原則2回参加) いずれも13時30分~15時30分 ところ 総合体育館

苦小牧保健所からのお知らせ

次の受給者証を10月1日以降も引き続き使用するには、更新手続きが必要です 特定疾患医療受給者証 申請に必要な書類 ①有効期間更新申請書兼臨床調査個人票(医師の記載日から3カ月以内のもの) ②世帯全員の住民票(発行日から3カ月以内のもの) ③健康保険者証のコピー ④世帯

高齢者を対象に 住民結核健康診断を実施

詳細 健康支援課 電話32-6407



対象 苦小牧市に住民登録があり、職場などで健診を受けられない65歳以上の方 料金 無料 直接会場へ 検査方法 レントゲンによる間接撮影 その他 健診で精密検査が必要と判定された方は、医療機関での保険診療が必要になります

Table with columns for implementation date, time, and venue for the tuberculosis health check.

親子デンタル教室

詳細 健康支援課 電話32 6411

「虫歯にならないための子育てを考えよう」の講演と歯科衛生士による歯磨き指導 とき 8月25日(水) 13時~15時(受付は12時50分まで) ところ 教育・福祉センター 対象 1歳から1歳6カ月までの子どもと親 料金 無料 定員 30組 申し込み順 持ち物 母子健康手帳、乳児用歯ブラシ 申し込み 8月24日(火)までに

無縁仏供養法要

詳細 交通部輸送課 電話(55)4141 とき 8月23日(月) 13時30分 ところ 高丘第一霊園(無縁仏供養碑前) 会場へ 直接申し込み 活動センター前 発 13時 ● 高丘第一霊園出発 14時30分 詳細 社会福祉協議会 電話(32)7111



平和を願って

平和祈念式典 戦争の悲惨さを次世代へ伝え、平和の大切さを考えるため、平和祈念式典を開催します。多くの市民の皆さんの参加をお願いします とき 8月15日(日) 11時55分

8月の水道当番業者

水道の修理を依頼する方は、8時から17時まで下記業者にご連絡ください

Table with columns for date, contractor, and phone number for water utility services.

ら(受付は11時15分から)

詳細 社会福祉課 電話(32)6354 8月30日(月)~9月5日(日)は 秋の建築物防災週間 建築物の所有・管理者は、建築物を安全な状態に維持管理する義務があります。また、建築物の利用者も日ごろから非常口、避難階段などの位置を確認しておきましょう

広告

広告